

京都市男女共同参画推進会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 114 号

京都市男女共同参画推進会議規則の一部を改正する規則

京都市男女共同参画推進会議規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「長」の右に「及び市長が指名する担当局長」を加え、同条第3号中「区長」の右に「又は担当区長」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)